

令和5年度第5回教育委員会定例会会議録

1. 日時 令和5年8月30日 午後3時00分から午後3時50分まで

2. 場所 矢巾町公民館1階会議室

3. 出席委員

教育長	菊池 広親
教育長職務代理者	大坊 一男
委員	掛川 はるな
委員	齊藤 学
委員	漆原 祥子

4. 説明のために出席した職員

学校教育課長	南 幅 正 勝
子ども課長	田 村 昭 弘
共同調理場次長	川 村 清 一
学校教育課長補佐兼係長	佐々木 円
学校教育課係長	白 澤 知加子
学校教育課主査	出 堀 沙 綾

5. 開会

午後3時00分、令和5年度第5回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

8月30日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第10号「矢巾町立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」策定に係るアンケート等結果について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

町民及び保護者の方々の学校教育環境に関する考えを把握し、もって「矢巾町立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」策定に資するため、パブリックコメントと保護者を対象にしたアンケートを実施しました。結果につきまして、パブリックコメントについては5月15日から6月14日まで実施しましたが、いただいたご意見等はありませんでした。保護者対象のアンケートについては7月18日から8月18日まで実施しました。回答数としては、小中学生の保護者対象数に対して87.3パーセント、園児の保護者については40.5パーセントの方から回答をいただいております。

ります。アンケートの結果については記載のとおりですが、本町の今後の学校教育の在り方を検討する上で力を入れて取り組んでいく必要があると思われるもの、また、それを実現するためにはどのような教育環境が必要と思われるか、その環境整備に取り組むべきものは何だと考えますか、という選択項目と自由記述で回答をいただいております。資料には、小中学生の保護者、園児の保護者、保護者全体の回答をそれぞれ掲載しています。保護者全体の結果で内容を確認していきたいと思っております。調査項目4の「今後の学校教育の在り方を検討するうえで、力を入れて取り組んでいく必要があると思われるもの」に対して、一番回答が多かったのは「社会性、道徳性及び規範意識をはぐくむ心の教育」、次に多かったのが「コンピュータ、ICT等を適切に活用できるようにする情報教育」、「グローバル化に対応した外国語教育」という結果でした。調査項目5の「その実現のために必要な教育環境」については、「子供たちが多様な考えに触れ、お互いに認め合うことのできる環境」、「子供たちのコミュニケーション能力を伸ばすことができる環境」、「多様な学習形態の授業指導を受けることができる環境」という順で多い結果となりました。調査項目6「今後の矢巾町の学校教育の在り方を考えるうえで、教育環境整備のためにどのようなことに取り組むべきか」については、「安全・安心な通学環境の確保」、「児童生徒の自己有用感の醸成」、「部活動の在り方、部活動における地域との協働の検討」の順で多い回答となっております。調査項目7、自由記述につきましては211件いただいております、件数のみ報告させていただきます。続いて、今後の策定スケジュールについてご覧ください。ただいまご報告しましたアンケートの結果について、年代別、小学校区別、中学校区別の視点でもって分析していきたいと考えております。その分析結果を踏まえ、基本方針案の策定と協議を進めて、令和6年1月の公表を目指してまいります。なお、教育委員会定例会での議決の結果につきましては、議会全員協議会の場でも報告させていただきます。

○教育長

報告第10号の説明が終わりました。皆さまからご意見、ご質問等ございませんか。このことについては、今後も継続して協議することとなりますので、持ち帰りいただき、来月にご意見を賜るのも一考かなと思っております。

改めて皆さまご意見等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

続いて、報告第11号「矢巾温泉線代替バスの運行について」、事務局より説明をお願いいたします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読し、説明する。

資料11ページをお開き願います。岩手県交通が運行する路線バスで、矢巾温泉郷から南昌台団地、県交通営業所を経由して盛岡駅までつなぐ「矢巾温泉線」が、利用者の減少により9月末日をもって廃止となります。現在、南昌行政区から煙山小学校及び矢

巾北中学校に通う小中学生は、登校時に矢巾温泉線を利用して矢巾営業所まで来て、矢巾営業所からは北高田線に乗換えて、学校最寄りの停留所で下車して登校していますが、自宅最寄りの停留所から矢巾営業所までの区間が廃止になりますので、その区間を町直営でバスを運行して補填することとしました。その内容が資料 12 ページ目です。9 月末日で廃止となりますので、10 月から代替バスを運行いたします。運行期間は 10 月 2 日から 31 日までで、11 月からは冬季間に運行しているスクールバスで補填できますので、代替バスとしてではなくスクールバスに切り替えます。代替バスは、煙山小学校と矢巾北中学校の年間行事予定に合わせ、廃止によって影響のある登校時間帯に運行し、南昌行政区から矢巾温泉線を利用して通学する煙山小学校及び矢巾北中学校の児童生徒を対象とします。11 月からのスクールバスは小学生を対象とするものですが、矢巾温泉線廃止の影響を受ける南昌行政区の矢巾北中学生については、自宅最寄りの停留所から矢巾営業所までの区間に限り、かつ登校便のみスクールバスの利用を認めることとします。矢巾温泉線の停留所を経由するかたちで考えていますが、現在行っている対象者への利用調査の結果によって、利用者がいない停留所は省略して運行します。

○教育長

報告第 11 号の説明が終わりました。皆さまからご意見、ご質問等ございませんか。
〈全員なしの声〉

○教育長

報告第 12 号「矢巾町教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読し、説明する。

○教育長

報告第 12 号の説明が終わりました。皆さまからご意見、ご質問等ございませんか。
〈全員なしの声〉

○教育長

続きまして、議案第 7 号「令和 4 年度教育委員会事務事業点検評価について」、事務局から説明願います。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

資料別冊の「令和 4 年度教育委員会事務事業点検評価報告書」について説明します。まず「1 点検・評価制度の概要」ですが、この報告書は、ここに記載のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき作成するもので、議会への報告と公表が義務付けられております。今年度の事務事業点検は昨年度同様に、年度当初発行している「矢巾町学校教育推進計画」に掲載している事務事業

について評価しましたが、今後は、「矢巾町教育振興基本計画」との整合性を図れるよう見直しを検討してまいります。評価について、まずは職員が年度目標達成度によりAからCの評価を行い、8月7日に評価委員の皆さまにその評価が適切かどうか判断していただきました。評価委員については昨年度と同じ方々に依頼しております。資料2枚目から3枚目までは、令和4年度の教育委員会活動報告ということで会議の開催状況や会議以外の活動状況について掲載しております。ページを反していただくと、評価委員からの総評を掲載しておりますが、4枚目以降に学校教育課と子ども課関係、最後2ページ分が文化スポーツ課関係の評価について掲載しております。子ども課の事業については6枚目の重点施策「(1)心を耕す教育の実践」の具体的施策の「⑤ 幼保小中連携教育」で、実際には学校教育課と連携した事業となります。評価については、それぞれの事業の目標、指標について成果がどうなったかを数値として判断できるものについては、概ね100パーセントの達成でA、90パーセント以上でさらに新たな目標を設定できる場合はB、90パーセント未満で事業の取り組み方法を見直す必要がある場合はCという評価になっております。また、一概に数値だけで評価することはできず、具体的な評価の中で独自の視点から評価を行っている事業もあります。例えば5枚目の上段、重点施策「(2)教育環境の充実(児童生徒を支える教育環境の充実)」の「④ 保護者に対する経済的支援の充実」では、一番右の項目「教育委員会評価」で評価しております。ただし、この事業のように何項目かに分けて評価しているものについては、一番低い評価について最終的な評価としております。ここでは③スクールバス利用者の満足度について、事故なく安全に実施しており良好に感じられますが、目標が満足度で、調査は実施していないことから「C」という評価にしております。このような評価を行い、評価委員の方々にも見ていただき、3枚目裏面に「5 学識経験者の総評」として掲載しております。このほかにも意見や感想などいただきましたが評価という点で掲載させていただき、AからCの記載があります4枚目以降の説明書について修正したうえで再度確認いただき了承をいただいております。主な評価について、高い評価をいただいた事業もありますが、不登校児童生徒数が指標に対して大幅に増えていることに対し、結果を重く受け止めて不登校児童生徒を出さないような取り組みに努めていただきたいなど、厳しい評価、意見をいただいた事業もあります。文化スポーツ課関係では、指標について人数や回数等を設置し、客観的に判断できるような改善を図るよう指摘がありました。

○教育長

事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

事務局から説明がありましたが、これは地教行法によって定められている事務事業点検です。教育委員会が権限を持つ事業について全て行うことになっています。例えば、ひとつの目標の中に4つの事業が入っていた場合、「A、A、A、C」とであるとC評価をつけているということです。ABCの括りは、Aは100パーセント、Bは90パーセント以上としていますので、B評価であれば90パーセント以上達成していると評価して、それを外部の評価委員に審議していただきました。その意見を集約し直して、再度評価委員からご意見をいただいたところ、その内容で良いということで

したので、本日提出したものでございます。

○大坊委員

おおむね妥当な評価だと思います。

○教育長

他の委員さんのご意見等いかがでしょうか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それではお諮りいたします。議案第7号「令和4年度教育委員会事務事業点検評価について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第7号「令和4年度教育委員会事務事業点検評価について」は、原案のとおり承認することと決定いたしました。

9. その他

○教育長

続きまして、6. その他 報告に入ります。(1) 子ども課関係について、事務局から説明をお願いします。

○子ども課課長

別紙資料に基づき説明する。

資料16ページをお開き願います。保育所等の利用状況を記載しています。町内児童が841名、町外から受託している児童が171名、合計1,012名の児童が保育所等を利用しています。続いて、児童館利用児童数については、登録児童659名、うち実際に利用したのは286名で、登録児童に対して利用率は43パーセントでした。続いて、地域子育て支援拠点事業の実績を記載しています。未就園児を対象とした親子の交流広場事業を町内3か所の拠点で行っています。続いて、児童家庭相談状況については、7月の児童虐待通告件数は3件、うち2件が小中学生に関わる内容でした。続いて20ページ目以降は、ヤングケアラーの実態調査実施についてです。ヤングケアラーと思われる児童生徒の実態を把握し、必要な支援につなげ、もって子どもの権利を守ることを目的として行います。対象は町立小中学校に通う小学5年生から中学3年生まで、実態調査期間は9月1日から令和6年3月29日までです。調査方法はGoogle formsによるWEB回答として、9月29日までに回答いただきます。回答期限後に統計処理を行い、町ホームページで公表します。さらにアンケートに氏名を記載した児童生徒については、子ども課職員又は学校において個別に面談を実施し、面談等の結果、ヤングケアラーと認められた場合は、町要保護児童対策地域協議会において管理し、適切な支援を行います。アンケートのポイントだけお話しすると、設問の最後に「最後に「話がしたい」、「相談したい」人のみ、名前を書いてください。名前を書いてくれた人には、役場の子ども課の人や学校の先生がお話を聞きます。」という記載と名前を書く欄があります。以前実施されたアンケートは、数字の把握のみでした

ので、支援すべき人が分からない、というアンケートでは意味がないということからこのような内容にしています。高校生はどのように実施しようか考えておりましたが、県の子ども子育て支援室と県教育委員会が連携して、9月にヤングケアラーの実態把握調査を実施するそうですので、高校生についてはそちらで把握できるかと思います。

○教育長

報告(1)子ども課関係の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

○齊藤委員

不登校の児童生徒でヤングケアラーであるという場合、名前を書くことで不登校であることとヤングケアラーであることを結び付け、子ども課と学校教育課で連携して支援できるのでしょうか。

○子ども課課長

通常時も連携して対応しておりますので、これについても連携して取り組んでまいります。

○学校教育課課長

学校教育課でも、子ども課、各学校と普段から連携して取り組んでおりますので、この件についても同様と考えております。

○大坊委員

前回実施したときは個人を特定できなくて支援につながらなかったとのことですが、その時は数字としてどのような結果だったのでしょうか。

○子ども課課長

矢巾町としては初めての実施となります。特定できなかった、というのは国が実施したものになります。

○教育長

その他、ご意見等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、報告(2)学校給食共同調理場関係について、事務局より説明をお願いします。

○共同調理場次長

別紙資料に基づき説明する。

26 ページの矢巾町学校給食共同調理場運営状況をご覧ください。7月の状況ですが、給食食材利用状況として町内農産物利用割合は42.5パーセントとなっています。前年度同時期が51.1パーセントでマイナス8.6パーセントです。これは町産野菜の入荷が少なかったことによるものと分析しております。残菜状況、放射性物質濃度については記載のとおりですので、後ほどご確認ください。今後の予定についてですが、2学期においても、栄養教諭による食に関する指導を進めていく予定です。次ページの給食だよりについてですが、栄養素等に関する内容であり、各年代に分かりやすいよう小学校版と中学校版に分け、伝え方を若干変えています。また、2学期の給食は

8月21日から始まっています。夏休み中には、共同調理場の床面・ガラス面の清掃・保守点検業務を行いました。また、調理場内の照明19台の水銀灯をLED化する工事を、約400万円で行っております。

○教育長

報告(2) 学校給食共同調理場関係について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○漆原委員

今年は気温が高い日が続いていますが、町内産食材にも影響はありますか。

○共同調理場次長

町内産を予定していたズッキーニが入ってこないこと等がありましたので、高温の影響は少なからずあります。食材納入業者へは2週間前に発注していますが、他の県産のものを仕入れるというかたちで対応されていますので、町内産の割合は少し減っているという状況です。

○教育長

他にご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

行事予定について、確認等ございますか。

○掛川委員

9月20日の紫波地区小学校陸上記録会ですが、この暑さで練習が中止になったと聞いています。予定通り実施するのでしょうか。

○教育長

9月20日まで日がございますので、予定通り実施されるのではないかと考えております。少し話がそれますが、この高温ですので、町内の学校では無理はさせないという対応をしております。

○大坊委員

町では暑さ指数で判断しているのですか。

○学校教育課課長

各校に暑さ指数を計測する機械がございまして、その指数に基づいて判断しております。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○齊藤委員

関連してお伺いします。熱中症アラートというのが気象庁では出されていますが、町内では各校で判断しているのですか。それとも一律の基準はあるのでしょうか。

○教育長

各校での判断となります。よほどのことがないと一斉判断というのはありません。
それぞれの判断基準がきちっとしていれば、各校でその判断はできると考えています。

○齊藤委員

県事業か何かで組織的に行っているところもあるようですので、全校的に行ってもよいのかなと思いますが。

○教育長

学校とも協議させていただいて、必要であれば検討させていただきます。
その他、ご質問等ございませんか。
〈全員なしの声〉

○教育長

その他、委員の皆さまから何かございませんか。
〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後 3 時 50 分)

以上、会議の概要を記録しここに署名する。

令和 年 月 日

矢巾町教育委員会

教育長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員